

1 日時

平成17年11月25日(金)午後1時30分から午後5時00分まで

2 場所

名古屋高等裁判所12階大会議室

3 出席者

(委員) 阿部幸則, 大橋裕志, 小野浩子, 加藤令吉, 大海和久, 天童睦子, 中野慧子, 成田多喜夫, 水谷研治, 山田昌, 相羽洋一, 庄地保, 森脇勝(委員長), 渡辺修明(敬称略)

(説明者) 柴田秀樹(刑事部裁判官), 天野登喜治(刑事部裁判官), 三木英一(事務局長)

(事務担当者) 笹本忠男(名古屋簡裁裁判官), 鈴木叡毅(民事首席書記官), 岡庭主典(刑事首席書記官), 小林篤(名古屋簡裁首席書記官), 新原泰隆(総務課長)

4 議題

協議テーマ「裁判員制度について」

5 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 委員あいさつ

(3) 協議テーマについて説明

模擬裁判員裁判(10月5日開催)について(天野裁判官)

裁判員制度全国フォーラム(10月30日開催)について(柴田裁判官)

裁判員制度広報活動報告(三木局長)

名古屋商工会議所主宰の裁判員制度説明会(11月18日)について(成田委員)

(4) 上記協議テーマに関する意見交換

発言要旨は別紙1のとおり

(5) 委員会開催回数について

発言要旨は別紙2のとおり

(6) 次回テーマ

司法制度改革による裁判所の変化について(仮題)

(7) 次回期日

平成 1 8 年 5 月 3 0 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から午後 5 時まで

(別紙1)

協議テーマに関する意見交換

(: 委員 , : 委員長 , : 説明者)

10月5日の模擬裁判で裁判員を経験したが、裁判員への事前説明はあの程度で十分だと思う。評議では皆の意見を良く出させていただいた。最後はきちんと締めくくりをしていただき、裁判長の議事進行には感服した。裁判員の意見を即時にタイピングしてディスプレイに出すのは良かったと思うし、的確に意見をまとめてタイピングするのはすごい能力だと思った。

また、被告人役や証人役はたいした役者だと思った。

評議内容のメモを取る時間がないと思い、陪席裁判官が発言内容をその場でパソコンに打ち込む方法を採用した。発言内容を振り返る必要ができた際に利用したり、将来的には判決にも利用できないかと考えている。

模擬裁判は初めてのことで緊張し、争点の明確な理解がなかなかできなかった。罪の意識にしても、悪意がある場合と親への情や自分への甘さで殺したような場合との軽重のバランスが分かりづらい。評決の際に裁判官3名の意見が異なったがどこから違いが出るのか。

10月5日の模擬裁判では、親の介護の苦勞をどの程度酌むべきかを争点と考えた。実際の合議の裁判でも3名の裁判官が最初から意見が一致するわけではない。3人で話し合っただけで議論を詰めて合議体としての意見を導いている。

職業柄、視覚が働くので、先に文字で事件を判断した方が冷静に判断できると思った。模擬裁判では役者が上手だったので、同情してしまった。また、検察官や弁護士の場合は聞きづらいと理解しづらいし、明快な話し方だと得だなと思った。裁判員に対する報復の不安は感じなかった。

人を裁くことは大変だと思う。日本人は人を裁くことには抵抗があるので、人ではなく罪を裁くんだということに転換して広報したらどうか。模擬裁判では、多数決での結果の出し方が良く分からなか

った。過去の裁判例はペーパーで配っていただくとよい。一般国民の中には、裁判員になっても何も話せない人も多いと思うので、裁判官も法律の知識だけでなく、話術や表現力を勉強する必要が出てくると思う。また、裁判員制度はなぜ必要かを広報しないと広く理解されないのではないか。

平成6年ごろから司法に対する色々な意見が各界から出ており、特に経済界から今の司法は国民の意見を反映していないのではないかと意見が出された。外国の制度を採り入れたらどうかとの意見も出て、陪審制や参審制の検討がなされた。その結果、裁判員制度によって国民の司法参加が実現することになった。裁判員に対しては、基本的な手続について事前に説明したり、量刑についても同種事案の裁判例を必要に応じて紹介する。また、裁判は人の行為を証拠によって判断するものであり、人の性格や能力を裁くものではない。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第67条に過半数の決め方が定められている。この過半数には裁判官と裁判員各1名が必ず入っていないとならず、このような過半数になるまで、被告人にとって不利な方からだんだん下げていくことになる。

模擬裁判の裁判員を経験したが、もし本当の裁判員であったならば後で悩んだり夜眠れなくなったりしたのではないかと思う。それに、模擬裁判は進行が早く、公判手続についてもその場では分かっていたつもりだったが、評議の際にはそれぞれの主張が整理できず考えがうまくまとめられなかった。また、休憩時間にもメモを見直したり資料を読む時間的ゆとりはなかった。帰宅後に思いついたこともあったので、もう少しゆっくり時間がとれればよいと思った。せめて評決の前に一晩置けないものかと思った。量刑については類似の事例を紹介していただいたが、物の値段を決めるように相場はこれくらいという決め方をしてしまっているのだろうかとも思った。

現在想定している裁判員裁判の審理期間は、自白事件であれば1日か2日、否認事件であれば規模によって二、三日から5日程度である。また、重要な証人調べ等の都度休廷して、証人が信用できるか

などについて裁判官と裁判員で中間評議をするなど、証拠や経過の整理をしながら審理を進めることを重ねれば、裁判員の方々にも御理解いただけるのではと思う。

模擬裁判に参加したが、どうしても情に流されてしまう。手続中にパワーポイントでキーワードを説明してくれたので分かりやすくて非常によかった。事実認定を過半数で決めるとなると5対4で有罪か無罪かが決まることもあり、裁判の信頼性や実体的真実が揺らいでしまう懸念が出るのではないか。

現在の合議事件でも裁判官3人で簡単に多数決を採るわけではない。論点を一つずつかなり詰めて話し合っている。裁判員制度でも裁判官と裁判員のうち、少なくとも七、八人程度が納得いく結論が出るまでは評議をする心づもりでいる。

司法は遠いなという印象がある。また、裁判員制度の安易な導入はリスクが大きいと思う。今の大学生が裁判員に選ばれるまでに、集中力、忍耐力、社会的判断力を養う教育をしなければならない。制度趣旨の説明の言葉は学生にはなかなか伝わらない。参加する側に必要性を感じさせる意志の形成に向けた長期的な学習のプロセスを構築することが課題であると思う。

国民は今まで市民生活レベルとは無関係なものとして司法の判断を受け入れてきた。裁判員制度により国民が裁判に責任を持って参加しなくてはならなくなったので皆とまどっており、引きずり込まれるように感じて反対している。国民が司法に参加する意義や必要性の広報が不足している。これまでの広報活動により裁判員制度の言葉の認知はできたが、参加する認知は全くできていない。分かりやすく見せる広報活動の工夫が必要だと思う。模擬裁判は半日のイベントになってしまい参加しづらいので、ポイントを絞ったPR方法を考えた方がよい。刑事手続のスピード化のための公判前・期日間整理手続については、プロ同士が話し合って腑に落ちない所だけを出してくる手続であり、マスコミからすると法廷で公にされないブラックボックス的部分になるのではないか。

裁判員制度は、国家権力である司法に国民が参加することになるという意義がある。広報に当たり、大変さを前面に押し出すことは今まではしていない。大学などに出向いて制度の説明をしているが、権限を行使することには当然に義務も伴うということをも十分自覚していただく旨の説明をする必要があると思っている。公判前・期日間整理手続は、争点整理のために行うものであり、どこに争いのポイントをおいてどのような立証をするかを整理する手続で、その結果は公判手続の冒頭に法廷で説明する。また、整理手続には被告人が出席することもできるので、決してブラックボックスの手続ではない。

裁判員制度については危惧感ばかり言われているが、3年後には始まるのであるから、若年層に知らしめていく必要がある。制度について小中学校の教科書に載せるとよいのではないか。大人になったら自分たちが罪を裁く立場になるんだということを、子どもの頃から教育することにより、若年層の犯罪に対する意識形成にも良い効果があるのではないか。

裁判員制度が実際に始まって実施していく中で、積極的に自分たちの司法だという意識で取り組んでいくことが必要だと思う。裁判になった事件の内容を一番知っているのは検察官であり、公判前整理手続では争点を絞ることになる。量刑の判断の際に必要なと思う要素は人によって違う。動機、手口、年齢、境遇、反省の態度、一般予防等のいろいろな要素の中でどこにポイントを絞って証拠を出すかを検察官は考えるが、そのために真実を歪めたり真実が漏れたりすることはないようにしようと思っている。法教育に関しては、検察庁では県内全ての高校に対して、制度の説明に出向く旨の案内をしている。中学生には検察庁への職場訪問の際に制度の説明をしている。

模擬裁判の際は何の緊張もせずにリラックスしていた。専門家ではない裁判員が気楽に言った言葉が裁判官のヒントになることはあると思う。専門家である裁判官にはきちっと考えがあって、裁判員の

意見は参考になる程度ではないか。

裁判官も長年経験を積むと、証拠の信用性、事実認定の判断に相当な自信を持っている。しかし、合議で話し合う際も他の裁判官の多様な意見は非常に参考になる。裁判員制度では社会経験の相当異なる裁判員が加わり、裁判員の方々の様々な角度から出た意見が参考になる。その意見をなおざりにするつもりは全然ない。

弁護士会では法教育に関する委員会も設けたり、各種講座やサマースクールを開催する等、学生の法意識を高めるための取り組みをしている。

今後の広報についての御提案をいただけますでしょうか。

リーフレットやホームページは見てほしい人は見てくれず、ほとんど広報効果はない。裁判員制度について若い人に関心を持たせることが必要だが、若い人は文字は駄目である。出前講座などのお届けする広報や、漫画や寸劇等のビジュアル的な広報が効果的である。以前自治体がゴミの分別収集を始めたときは、ほとんどの部署の管理職等を動員して数多くの説明会を実施した。裁判官や検察官や弁護士が中学や高校に出向くことは、子どもたちにとって将来の憧れの職業ということもあって意味があると思う。

広報はまめに行うことが一番大事である。3世代別のタレントを使う等、表現方法を変えてそれぞれの世代の琴線に触れるような、上っ面でなく中身を伝えるための広報を考えるべきだ。例えば人気漫画家に劇画を依頼すれば、それがドラマや映画になったりすることもあり、情動的にも良いのではないか。

実践的な市民力をつける方策を考えることが必要である。法的知識と共に正義という基本的な価値を、押しつけではない形で伝えていくことが必要だと思う。

広報活動はもう十分されていると思うし、この程度でいいと思う。事件で忙しい裁判官にこれ以上広報をさせるのは酷だと思う。現在、制度についての議論がされている中で裁判制度は改善されてきており、制度を作るプラス面が出てきていると思う。しかし、私は一国

民として、制度の実施はやめた方がいいと思う。民と官が一緒になると両者の良い所だけが出てくるのではなく、逆に両者のマイナス面だけが出てくるのではないか。制度を作ると国民は義務を果たさなければならないことになるが、今は国民と国の関係がおかしくなっているので、うまくいかないのではないか。

何でもないような事件の寸劇的な模擬裁判を、学区別くらいに細かく実施するのはどうか。

実際に模擬裁判で裁判員を体験することが役に立つと思う。大勢の人に体験してもらうのは大変だと思うが、身近に体験した人がいるだけでもよいと思う。弁護士会はメンバーが多いので模擬裁判の協力にも融通が利くと思う。

制度の広報は商業広告ではないが、気にとめてもらい中身を覗いてもらう要素は必要なのでその兼ね合いが問題である。検察庁では制度の広報ビデオを各所に配布している。

制度の導入に賛成はしていないが、国民の義務であれば必要性をはっきり周知させなければならない。子供に教育するとその父兄にも知ってもらえるので認識度は高くなると思う。

今までの広報活動をさらに強める必要がある部分もあり、新規の御提案もあった。今後検討を深めて、対応できるものから対応していきたい。

(別紙2)

委員会開催回数について

(: 委員 , : 委員長)

市民・県民から提言を受けて意見の集約をするには、年2回の開催では無理があるのではないか。

大阪などでは、正規の委員会以外に勉強のために準備会を行っている庁があると聞いている。2回を超えて開催している庁もあると聞いている。

以前、回数について議論になり年間2回で決まった。回数を増やせばいいというものでもない。回数を増やしてテーマを探すのもどうかと思う。時間が足りないから手弁当でやろうという意見が出れば、集まれる人で集まればいいと思う。現在も一回の委員会で通常の2回分の時間は議論している。

委員のスケジュールからも、半年に1回で3時間半というのが適当だと思う。例えば1回の時間を半分にして回数を増やすのは困難だと思う。時間の制約がある中でどのように効率を上げていくかは、各人の発言をコンパクトにすることも含めて各委員が考えていくことではないかと思う。

事前に委員からアンケートをいただき、その回答を踏まえて委員会で意見を伺い、委員会での意見交換の結果について事務局で委員会通信を出し、それを裁判官に周知して、その後どういう改善が行われたかもお伝えするという経過を考えた結果、年2回程度と決まったのだと思う。当面は年2回で差し支えないと思う。

開催回数については、次回にも皆さんの御意見を伺わせていただく。